# 「刑事調査官の運用及び死体取扱報告要領」の制定について(概要)

死体及びその状況を綿密に観察して死因を明らかにし、迅速的確な捜査活動を行うため、石川県警察本部刑事部捜査第一課に刑事調査官(検視官)を配置し、「刑事調査官の運用ならびに死体処理事務運営要領」により行われているが、近年、死体取扱数が逐年増加し、自殺や事故を偽装した殺人事件等事件性の認定が困難な事件が目立っていることに加え、脳死した者の身体への対応といった新たな業務も生ずるなど、検視業務の重要性、困難性が一段と高まっている現状にあり、更に変死体発見報告も様式を改正してメール方式を取り入れたことにより、同要領が検視業務の実態にそぐわない面が散見されるに至った。

こうしたことから、この度、同要領の見直しを行い、新たに「刑事調査官の運用及び死体取扱報告要領」を制定するとともに、今後の死体取扱等については、 検視規則及び死体取扱規則によるほか、この要領によることとしたから部下職員 に教養し、その運用に遺憾のないようにされたい。

# 「刑事調査官の運用及び死体取扱報告要領」

#### 第1 刑事調査官の任務

- 1 刑事訴訟法第229条第2項(代行検視)の規定による処分をすること。 ただし、刑事調査官が自ら行う必要がないと認めれれる場合は除く。
- 2 死体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号)第4条(警察署長の措置)により警察署長が「その死体が犯罪に起因するものでないことが明らかである。」と認める際において、その認定の検討をすること。
- 3 刑事訴訟法第225条第1項(鑑定に必要な処分)の規定にり、司法警察職員の嘱託による鑑定人が行う死体の解剖について、必要のある場合に立ち会うこと。
- 4 刑事訴訟法第218条第1項(令状による差押さえ・捜索・検証)の規定により、司法警察職員が行う検証について、必要がある場合に死体の観察をすること。
- 5 臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体に対する検視等に関すること。
- 6 死体の適正な取扱いに関する教養を実施すること。
- 7 その他死体に関し刑事調査官として行うことが適当と認められる事項。

#### 第2 刑事調査官の服務要領

- 1 刑事調査官は、死体取扱の任務を遂行するにあたっては、法医学的知識経験と、捜査上の知識技能を活用することはもちろん、常に死体観察及び死因の究明に必要な知識の修得に努めるとともに、刑事部鑑識課・科学捜査研究所と緊密な連絡協調を保つものとする。
- 2 刑事調査官は、死体発見報告に対し自らの判断あるいは警察署長の要請により臨場の必要があると認めたときは、上司の指揮を受け、すみやかに出動してその任務にあたるものとする。
- 3 警察署長から死体取扱規則第4条による死体発見報告を受けた場合、すみ やかに検討を加え、死因及び自他殺の判定または捜査上必要な所見を述べる など警察署長の行う認定に誤りのないように努めること。
- 4 警察署長から検視規則第3条による変死体発見報告または刑事訴訟法第229条第2項による代行検視を行う旨の報告あるいは死体解剖を行う事案その他死体を伴う検証事案が発生した旨の報告を受けた場合は、すみやかに検討を加え、自ら臨場の要否を決定し、死因及び自他殺の判断その他捜査上必要な所見を述べるものとする。
- 5 刑事調査官は、各警察署において検視業務に携わる警察官に対し定期的に 教養を実施するなど、その知識、技能の向上を図り、的確な検視業務が行わ

れるよう配意すること。

#### 第3 警察署長の配意事項

警察署長は、死体発見に関する報告、連絡などにあたり次の事項に留意しなければならない。

- 1 死体発見報告があった場合
- (1) 警察官により死体取扱規則第3条に基づく死体発見報告を受けた場合、 すみやかに警察本部長(捜査第一課)にその旨を報告し、刑事調査官をし てその事案について検討の機会を十分もたせること。
- (2) 死体取扱規則にいう死体には、死亡者の身分の全部に限らず、死体の一部、白骨、妊娠4ヶ月以上の死産児も含まれるので留意すること。
- 2 検証・代行検視を要する場合

代行検視、死体解剖または検証を要する事案が発生した場合は、すみやかにその旨を警察本部長(捜査第一課)に報告するとともに検察官にも連絡すること。

3 死因等の判断が困難である場合

死体発見現場に臨場したが、死因あるいはその死体が変死または変死の疑いのある死体であるか否かの判断が困難である場合は、できるだけ現場を保存したまま、すみやかに警察本部長(捜査第一課)にその状況を報告すること。

4 山間へき地で発見した死体

山間へき地または交通の不便な土地で発見した死体で、発見報告のみによっては、その死体が変死または変死の疑いのある死体であるか否かの判断が 困難であるかあるいはその疑いがあると認められる場合は、現場に赴く以前 に警察本部長(捜査第一課長)にその旨報告すること。

- 5 捜査幹部による検視
- (1) 死体に対する認定責任は警察署長とする。
- (2) 代行検視、行政検視は捜査幹部が行うこと。
- 第4 臓器の移植に関する法律(以下「臓器移植法」という。)に規定する脳死した者の身体の取扱いについて

臓器移植法の施行により、従来の心臓停止を中心に考える3兆候(呼吸の停止、心拍の停止、瞳孔の散大と対光反射の消失)による死の判定がなされた死体に加え、脳死した者の身体についても個体の死として取扱いがなされることとなった。

よって、今後は脳死した者の身体についても、検視、検証、実況見分、死体見分等の犯罪捜査に関する手続きが行われる場合も生じてきたので、その取扱いにあたっては次の事項に留意しなければならない。

#### 1 刑事調査官の臨場

脳死した者の身体に対する検視等を行う場合には、事件・事故の所管にかかわらず、刑事調査官が臨場するものとする。

#### 2 警察本部長に対する速報

臓器摘出のため脳死判定が行われる事案を認知した警察署長は、速やかに 警察本部長(捜査第一課・交通指導課)にその旨報告すること。

3 医師、医療機関との連絡体制の確立

平素から脳死判定が行われる医療機関(臓器摘出機関)との連絡体制を確立し、医師が脳死判定を行おうとする場合における所轄警察署長への連絡が 速やかになされるよう要請しておくこと。

#### 4 医師の協力の確保

脳死した者の身体に対する検視等に支障を生じることなく、臓器移植を円滑に実施するために必要な次の事項について、医師の協力が得られるようにしておくこと。

- (1) 脳死判定を行おうとする際の連絡
- (2) 警察官の待機場所、検視場所、検視に必要な器材の提供等
- (3) 脳死判定資料(写し)の提出
- (4) 検視の立会、補助
- 5 警察署間の連携

脳死した者の身体に対する検視及び捜査については、当該脳死の原因である事件・事故の発生地を管轄する警察署がこれを行い、医療機関を管轄する 警察署は必要な連絡及び捜査協力を行うものとする。

#### 第5 外国人死体の取扱いについて

外国人死体の取扱いは、領事館への通報(以下「領事館通報」という。)を 除き、原則として日本人死体の場合と変わることなく、刑事訴訟法、検視規 則、死体取扱規則等に基づいて処理することになる。

#### 1 領事館通報

死体取扱規則第4条第2項に基づき、死亡者が外国人と判明したときは、 その死体の所在地を管轄する警察署長は遅滞なくその旨を当該領事機関(総 領事館、領事館、副領事館、代理領事事務所をいう。)に通報を行うものとす る。

#### 2 通報内容

- (1) 死亡者の氏名、生年月日
- (2) 死亡の日時、場所
- (3) 死体の状況
- (4) 死体の措置

### 3 通報上の留意事項

- (1) 可能な限り速やかに行うこと。
- (2) 通報の際、あらかじめ警察において必要な措置が終わり次第、死体を所持金品とともに遺族又は市町村長に引き渡す旨を申し述べておくこと。
- (3) 通報時刻、通報相手及び通報内容を正確に記録化しておくこと。

## 4 手続き関係

(1) 外国人が犯罪により死亡した場合又は外国人の変死者又は変死の疑いがある死体を認知した場合の捜査上の手続きは、原則として日本人の場合と同じである。

#### (2) 行政手続き

前記の領事館通報の場合を除き、死因の調査、身元照会、死体の引き渡 し等の行政上の手続きについては、日本人の場合と同じであり、死体取扱 規則に基づいて措置することとなる。

## (3) 措置上の留意事項

- ア 警察段階の措置が終わり次第、速やかに遺族又は市町村長に引き渡し、 その後の措置については引き渡しを受けた者の責任(費用負担を含む。) と判断において処理させること。
- イ 火葬の習慣のない国では、日本で火葬することに強い拒否反応を示す ことがあり、遺族の事情により来日できず、市町村長等に引き渡しをし た場合、引き渡し後は火葬になる旨正確に伝えておくこと。

#### 第6 報告連絡

# 1 関係書類の作成

(1) 代行検視を実施したときは、検視調書(司法警察職員捜査書類基本書式 例様式第1)を作成し、写真とともに検察官に送付し、死体取扱規則第4 条に基づく死体を見分したときは、死体見分調書を作成すること。

この場合死亡者の本籍が明らかでない場合または死亡者を確認することができないときは、かならず指紋、写真、歯牙その他必要な措置をなし、身元が判明したときは戸籍法第92条第1項の規定により死亡者の本籍等判明報告書(死体取扱規則様式第6号)を作成して死亡地の市町村長に報告すること。

(2) 検視の結果、犯罪に起因することが明らかとなり引き続き検証(実況見分を含む)を行ったときは、検察官の指示を受けて検視調書の作成を省力することができる。この場合、検察官と連絡を密にすること。

#### 2 報告

警察署長に対する死体(変死体)発見報告は、別添様式1号「変死体(異常死体)検視報告書」を用い、刑事調査官の解剖立会結果報告は、別添様式

2号「解剖記録」を用いることとする。

なお、明らかな交通事故死はこの報告を要しない。

また、死体発見報告にあたっては写真、人体図、略図等の活用を図るものとする。

## 3 身元不詳変死体に対する留意事項

身元不詳変死体については、犯罪手配被疑者の関係等を考慮し、死者の身元について鑑識課に照会を行うほか、家出人措置要綱に基づき、死体票を鑑識課に送付するとともに、身元不詳変死体手配を行う等過誤のないようにすること。

# 第7 実施期日

この要領は、平成13年6月1日から施行する。